令和 3 年 9 月 15 日

1. 趣旨

日本を代表する大衆文化のひとつとして国内外で広く認知されている漫画資料に関し、市立富良野図書館における収集範囲及び選定方針について定める。

2. 定義

市立富良野図書館が収集する漫画資料とは、学習漫画・実用漫画・コミックエッセイを除く、漫画表現そのものを楽しむことを目的に製作されたストーリー漫画を指す。

3. 収集対象

漫画資料は出版件数が膨大であるため、原則として次の方針に基づき選定する。

- (1) 刊行が終了しているもの
- (2) 社会的評価を得ているもの、各時代を代表するもの、日本の漫画史上重要とされているもの
- (3) 各種漫画賞を受賞した作品のうち、完結しているもの

4. 収集対象外

幅広い年齢の利用者が手に取ることや漫画の視覚的特性を考慮して、次に挙げるものは収集しない。

- (1) 露骨な暴力、性表現を主題としているもの
- (2) 反社会的、非道徳的な事柄を描いたもの
- (3) 人権や差別について配慮を欠く描写があるもの
- (4) 廉価版として刊行されたペーパーバック

5. リクエスト・図書館間貸出について

品切れ絶版等の理由から全巻購入することが困難な場合が多く、市外図書館からの借受けも難しいため、 未所蔵の漫画のリクエストは受け付けない。また、図書館間貸出は行わない。